

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成19年9月3日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	中 村 定 志 議員	4番	杉 浦 光 男 議員
5番	榊 原 杏 子 議員	6番	山 盛 左 千 江 議員
7番	三 浦 桂 司 議員	8番	平 野 龍 司 議員
9番	山 田 英 明 議員	10番	村 山 金 敏 議員
11番	石 橋 敏 明 議員	12番	伊 藤 清 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	一 色 美 智 子 議員
15番	松 山 廣 見 議員	16番	平 野 敬 祐 議員
17番	安 井 明 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	20番	坂 下 勝 保 議員
21番	月 岡 修 一 議員	22番	石 川 清 康 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 嶌 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 嶌 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋芳行君 企画政策課長 横山孝三君
兼下水道課長
財政課長 加藤隆之君 代表監査委員 山崎栄一君
監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議席の一部変更について
- (4) 諸報告
- (5) 選任第3号 議会運営委員会の補欠委員の選任について
- (6) 報告第7号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
報告第8号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
- (7) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第42号 教育委員会委員の任命について
- (8) 認定議案上程・提案説明
 - 認定議案第1号 平成18年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第2号 平成18年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第3号 平成18年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第4号 平成18年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第5号 平成18年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第6号 平成18年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第7号 平成18年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第8号 平成18年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第9号 平成18年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定議案第10号 平成18年度豊明市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

算認定について

(9) 議案上程・提案説明

議案第 43 号 字の区域の変更について

議案第 44 号 政治倫理の確立のための豊明市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議案第 45 号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について

議案第 46 号 豊明市土地開発公社定款の一部改正について

議案第 47 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について

議案第 48 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 議席の一部変更について

(4) 諸報告

(5) 選任第3号

(6) 報告第7号及び報告第8号

(7) 議案上程・提案説明・討論・採決

議案第 42 号

(8) 認定議案上程・提案説明

認定議案第1号から認定議案第 10 号まで

(9) 議案上程・提案説明

議案第 43 号から議案第 48 号まで

(10) 請願第1号 子どもの医療費の中学校卒業までの無料化を求める請願

請願第2号 国民健康保険税・介護保険料の負担軽減を求める請願

午前10時開会

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 19 年第3回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平

成 19 年豊明市議会第3回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 19 年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆さんご承知のように、去る8月 28 日には自民党の役員人事、それから安倍内閣の改造というものがございました。低迷しております支持率の回復という面については、なかなかこの改造内閣も特効薬にはならなかったようでございます。しかし、国民の皆さんの期待というものは、やはり年金の問題、あるいは地域格差問題、あるいは財政の問題、経済成長の問題等、強い関心が寄せられているということも事実でございます。

また一方、市内におきましては、夏の風物詩として定着をしまっていました、それぞれの地域で皆さんによる夏まつり、あるいは盆踊り大会が、7月の中旬から1カ月にわたって開催されました。私も可能な限り参加をさせていただきながら、それぞれの地域の皆さん、区民の皆さんが知恵と工夫をこらして企画をされ開催され、近隣住民の交流、懇親はもちろんであります。地域の活性化という面における起爆剤につながっているというようなことに強い感銘を受けました。

また、私にとりまして、会場で皆様方からいろいろなご提言だとかご叱咤をたくさんいただきました。この件についても今後の市政遂行に対して活用をさせていただきながら、市民の皆さんのご意見を反映をさせていただきたい。そういう意味では、この夏まつりに大変感謝をいたしている次第であります。

さて、今定例会に上程をさせていただきます案件、これは平成 18 年度の一般会計及び特別会計の決算認定に係る 10 案件を始めといたしまして、人事の案件、条例案件、さらに補正予算等の計 19 議案でございます。いずれも重要な案件ばかりでございますので、議員の皆様にご審議を賜って、全案件ともお認めいただきますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

平野敬祐議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

最初に、去る7月 13 日に開催されました委員会におきまして、伊藤 清議員より提出さ

れていた議会運営委員会委員の辞任願を議長が許可した旨の報告がありました。よって、委員長が欠員となりましたので、当日行われた互選の結果、私が委員長に推挙されたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

続いて、今期定例会の運営につきましては、去る8月28日に委員会を開催し、協議をいたしました。その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、今期定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されております日程表のとおり、本日から9月27日までの25日間とし、一般質問につきましては、12名の議員から通告がございましたので、9月4日から3日間を質問日に充て、それぞれ1日4名の議員の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。先の報告のとおり、現在議会運営委員会委員が1名欠員でありますので、選任第3号により議長より会議に諮って指名される予定であります。

さらに、人事案件であります議案第42号は、本日即決することとし、認定議案10件につきましては、お手元に配付されております決算審査基準のとおり、提案説明・質疑・討論は一括して行い、採決のみ各認定議案ごとに行う運びとなりますので、ご留意を願います。

また、この認定議案10件は、9月11日の本会議において特別委員会を設置し付託することとし、議案第43号から議案第48号は所管の各常任委員会に付託することとなりました。

続いて、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第2号から陳情第5号の4件は総務文教常任委員会に付託し、その他の1件は参考配付することとなりました。

さらに、お手元に配付されております請願第1号及び請願第2号につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することとし、趣旨説明の後、いずれも厚生常任委員会に付託することといたしました。

なお、議席の一部変更につきましては、本日の日程3で議長から諮られる予定でありますので、ご承知おきを願いたいと思います。

最後に、討論につきましては、通告期限が9月26日の正午でありますので、お間違えないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため地方自治法第 121 条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、3番 中村定志議員と20番 矢野清實議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月 27 日までの 25 日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月 27 日までの 25 日間と決定いたしました。

日程3、議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議席変更表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

ただいま、議席が変更されました議員の方は、直ちに新議席にご着席をお願いします。

(新議席に着席)

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

日程4、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

山崎代表監査委員。

No.10 ○代表監査委員(山崎榮一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、収入役所管

に係る現金の平成 19 年 4 月から同年 6 月の各月末日現在の出納保管の状況を、平成 19 年 5 月 29 日、6 月 27 日、7 月 27 日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査いたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、企画政策課、保険年金課、体育課を 5 月に、社会福祉課、高齢者福祉課及び産業振興課を 6 月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、5 月に実施した企画課においては、身分証明書購入事務において、契約書に添付書類の不備が見受けられたので、留意されたい件。

保険年金課においては、窓開き封筒作成の契約事務において、徴収した見積書に提出年月日が明記されていないものが見受けられたので、今後留意されたい件。

体育課においては、市民体育大会事業委託契約書において、委託事業内容が不明瞭であるので、仕様書を添付する等、委託内容を明確にして契約するよう留意されたい件でございます。

さらに、6 月に実施した社会福祉課においては、総合福祉会館時間外管理委託において、単価決定伺書の年間発注見込総額の算出に不足が見られたので、留意されたい件。

高齢者福祉課においては、老人保護措置費負担金、生活管理指導短期宿泊手数料等の収納事務において、納付書の収納確認が行われていないものが見受けられたので、収納確認は十分に行うよう留意されたい件。

産業振興課においては、勤労会館の清掃業務委託において、契約書に添付書類の不備が見受けられたので、留意されたい件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたもの、また今後において留意されたいというものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第 2 号から陳情第 5 号までの 4 件は、いずれも総務文教常任委員会に付託し、その他については参考配付といたしま

す。

次に、去る第2回定例会において議決されました「友好自治体議員合同研修会」への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

続いて、議会閉会中に「議会運営委員会」、「安心・安全まちづくり対策特別委員会」及び「とよあけ元気まちづくり対策特別委員会」の委員長及び副委員長に変更がありましたので、その結果を事務局長をして報告させます。

川村議会事務局長。

No.12 ○議会事務局長(川村敏治君)

議会閉会中の委員長及び副委員長の変更についてご報告いたします。

伊藤 清議員より提出されていた「議会運営委員会委員」の辞任願については、去る7月13日に議長が許可され、議会運営委員長に欠員が生じたので、新たに平野敬祐議員が「議会運営委員会」の委員長に互選されました。

続いて、村山金敏議員より提出されていた「安心・安全まちづくり対策特別委員会副委員長」の辞任願については、去る8月23日に同委員会において許可されましたので、新たに中村定志議員が「安心・安全まちづくり対策特別委員会」の副委員長に互選されました。

さらに、坂下勝保議員より提出されていた「とよあけ元気まちづくり対策特別委員会委員長」の辞任願については、去る8月23日に同委員会において許可されましたので、新たに「とよあけ元気まちづくり対策特別委員会」の委員長に石川清康議員が、副委員長に近藤郁子議員がそれぞれ互選されました。

以上です。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

新たに選任されました正副委員長さんには苦労さまですが、よろしく願いいたします。
以上で日程4を終わります。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

午前10時18分休憩

午前10時30分再開

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に厚生常任委員会及び経済建設常任委員会が開催され、委員長及び副委員長

に変更がありましたので、その結果を事務局長をして報告させます。

川村議会事務局長。

No.15 ○議会事務局長(川村敏治君)

ご報告をいたします。

坂下勝保議員より提出されていた「厚生常任委員会副委員長」の辞任願が同委員会において許可されましたので、新たに三浦桂司議員が「厚生常任委員会」の副委員長に互選されました。

さらに、石橋敏明議員より提出されていた「経済建設常任委員会委員長」の辞任願が同委員会において許可されましたので、新たに平野龍司議員が「経済建設常任委員会」の委員長に互選されました。

以上です。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

新たに互選されました正副委員長さんには苦労さまですが、よろしく願いいたします。

日程5、選任第3号を議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.17 ○議会事務局長(川村敏治君)

選任第3号 議会運営委員会の補欠委員の選任についてご説明いたします。

豊明市議会委員会条例第13条の規定により、議会運営委員の辞任が許可され、現在1名が欠員になっておりますので、同条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するものでございます。

以上です。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議会運営委員会の補欠委員には、豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、19番 矢野清實議員を指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の補欠委員には、19番 矢野清實議員を選任することに決しました。

ただいま、選任されました矢野清實議員の議会運営委員会委員の任期は、豊明市議会委員会条例第3条の規定を準用し、前任者の残任期間といたします。

以上で日程5を終わります。

日程6、報告第7号及び報告第8号を一括議題といたします。

初めに、報告第7号について理事者より報告を求めます。

近藤消防長。

No.20 ○消防長(近藤和則君)

報告第7号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。専決第6号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

記といたしまして、損害賠償額は3万8,957円でございます。原因は、車両相互の物損事故でございます。

この事故の概要についてご説明申し上げます。

事故は平成19年5月15日、火曜日、午後零時20分ごろでございます。市役所での会議を終え、帰署するため、当方の車両が新田町錦地内の信号機のない交差点で衝突事故を起こしたものでございます。

状況は、当方の車が県道瀬戸大府東海線の焼き肉「長春」の信号交差点、新田交差点でございますが、これを南へ約50メートルの市道新田35号線と市道新田5号線とが交差する信号機のない交差点を北進していたところ、相手方の車が交差点を西から東へたん停止を怠り、交差点に進入したため、当方の車両の左前方と相手車両の右前方が衝突したものでございます。

原因につきましては、相手方の運転手が安全運転を怠って、交差点に進入したことにより発生したもので、過失割合といたしましては、市が10%で相手が90%でございます。

職員には日ごろから交通ルールを遵守し、安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、今後もさらに事故防止に努めてまいりたいと思っております。大変ご迷惑をおかけして、申しわけありませんでした。

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、報告第8号について理事者より報告を求めます。

近藤消防長。

No.22 ○消防長(近藤和則君)

報告第8号 専決処分事項の報告について。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。専決第7号でございます。

損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

記といたしまして、損害賠償額は 26 万 2,500 円でございます。

原因は、消防団員による防火広報中の物損事故でございます。

この事故の概要についてご説明申し上げます。

事故は平成 19 年7月4日、水曜日、午後8時 10 分ごろでございます。消防団の第7分団が消防ポンプ車で管内を防火広報中に民家のカーポートに接触したものでございます。

状況は、消防ポンプ車が防火広報中に栄町南館地内の梶野荘北側の信号のない交差点を南進右折しようとしたところ、消防ポンプ車右側上部に積載されているはしごがカーポートに接触し、カーポートが損傷したものであり、過失割合は市が 100%でございます。

消防団員には分団長会議、あるいは各種訓練時等、日ごろから交通ルールを遵守し、安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、今後もさらに事故防止に努めてまいりたいと思います。大変ご迷惑をおかけして、申しわけありませんでした。

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、日程6を終わります。

日程7、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。

議案第 42 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.25 ○市長(相羽英勝君)

それでは、議案第 42 号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。お手元の資料に基づいて行います。

下記の者は、平成 19 年 9 月 30 日任期満了となりますので、同人の再任をするものいたします。

記といたしまして、住所 豊明市新田町村合 8 番地、氏名 近藤裕治、生年月日 昭和 14 年 2 月 2 日生。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからであります。

今回お願いをいたします近藤裕治氏につきましては、平成 11 年から教育委員として就任していただいて、今年度、9 月 30 日に 2 期目の任期満了となります。引き続き教育委員として再任をお願い申し上げるものであります。

略歴につきましては、次ページにありますように、昭和 32 年に愛知県の職員になられ、愛知県教育委員会管理部長などを歴任されておられます。私から申し上げるまでもなく、人格高潔で、教育、学術及び文化に関して豊かな見解をお持ちの方でございます。引き続き任命について皆様方全員のご賛同をお願い申し上げ、議案第 42 号の提案説明とさせていただきます。

以上です。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

山田英明議員。

No.27 ○9番(山田英明議員)

議案第 42 号 教育委員会委員の任命についてを、賛成の立場で討論させていただきます。

さて、近藤裕治氏については、皆様のお手元の略歴のとおり、平成 11 年 10 月から 2 期 8 年、教育委員会委員を務められ、また平成 14 年 8 月から現在に至るまで市教育委員会委員長となられ、本市の教育行政に大きく貢献され、またスポーツ振興にも大いに力を注いでこられ、教育委員会委員としてふさわしい知識と経験をお持ちであります。人格識見も豊かな方であり、教育委員会委員として最適任者であると思います。

再任に関し、議員各位のご賛同をお願いするとともに、近藤裕治氏には豊明市の教育、文化、体育振興などのさらなる発展にご尽力をいただくことを期待し、賛成討論といたします。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございせんか。

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 42 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

これにて、日程7を終わります。

日程8、認定議案上程・提案説明に入ります。

認定議案第1号から認定議案第 10 号までの 10 件を一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川副市長。

No.30 ○副市長(石川源一君)

認定議案のご説明を申し上げます。

認定議案第1号から第 10 号までにつきましては、平成 18 年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算でございます。

平成 18 年度豊明市歳入歳出決算書の3ページをお開きください。平成 18 年度豊明市会計別決算総括表の決算額の欄でご説明を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入は 176 億 2,229 万 2,928 円で、歳出は 169 億 233 万 3,872 円であります。歳入歳出差引残額は7億 1,995 万 9,056 円であります。

続いて、特別会計のご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入は 56 億 3,634 万 8,855 円で、歳出は 56 億 1,044 万 7,953 円であります。差引残額は 2,590 万 902 円であります。

下水道事業特別会計の歳入は 13 億 8,278 万 9,164 円で、歳出は 13 億 4,937 万 723 円であります。差引残額は 3,341 万 8,441 円であります。

土地取得特別会計の歳入は 125 万 5,779 円で、歳出も同額 125 万 5,779 円でありまして、差引残額はゼロ円であります。

墓園事業特別会計の歳入は 3,953 万 378 円で、歳出は 2,005 万 1,498 円であります。差引残額は 1,947 万 8,880 円であります。

老人保健特別会計の歳入は 40 億 1,411 万 7,177 円で、歳出は 39 億 9,738 万 2,990 円であります。差引残額は 1,673 万 4,187 円であります。

農村集落家庭排水施設特別会計の歳入は2億 5,545 万 1,389 円で、歳出は2億 5,093 万 1,315 円であります。差引残額は 452 万 74 円であります。

有料駐車場事業特別会計の歳入は 5,445 万 4,770 円で、歳出は 5,350 万 4,772 円であり

ます。差引残額は 94 万 9,998 円であります。

介護保険特別会計の歳入は 26 億 7,652 万 431 円で、歳出は 26 億 227 万 7,138 円であります。差引残額は 7,424 万 3,293 円であります。

次ページ、4ページをお願いいたします。

工業用地造成事業特別会計は、平成 18 年度をもって事業を完了し、特別会計設置に関する条例を廃止しました。歳入は 1 億 5,898 万 1,537 円で、歳出も同額 1 億 5,898 万 1,537 円であります。差引残額はゼロ円であります。

一般会計、特別会計の総合計は、歳入 318 億 4,174 万 2,408 円、歳出 309 億 4,653 万 7,577 円であります。歳入歳出差引残額は 8 億 9,520 万 4,831 円でございます。

以上の決算書に主要施策の成果及び予算執行の実績報告書と監査委員の審査意見を添えてご提案をいたしておりますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

以上で認定議案の説明を終わらせていただきます。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、代表監査委員より決算審査の結果について報告を願います。

山崎代表監査委員。

No.32 ○代表監査委員(山崎榮一君)

ただいま、議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表しまして平成 18 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果と意見を申し上げます。

審査の対象としましては、平成 18 年度一般会計及び国民健康保険、下水道事業、土地取得、墓園事業、老人保健、農村集落家庭排水施設、有料駐車場事業、介護保険、工業用地造成事業の 9 特別会計と土地開発基金を対象としました。

次に、審査の期間は平成 19 年 6 月 28 日から同年 7 月 25 日まで実施し、審査の方法につきましては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された決算書及びそれに伴う調書を歳入歳出簿、その他関係諸帳簿、証書類と照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否について審査いたしました。

その結果について申し上げますと、各会計の歳入歳出決算書及びその他の調書は、いずれもその計数は正確であり、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、財政は概ね適切に運営されているものと認められました。

なお、各会計に対する審査の内容及びつきましては、お手元に配付させていただきました平成 18 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の

とおりでございます。

次に、総体的な意見を申し上げます。

平成 18 年度我が国の経済情勢は、企業収益の改善が見受けられるなど、全体として民間需要中心の穏やかな景気回復が見込まれているものの、地方財政は依然として深刻な状況が続いております。

こうした厳しい経済状況の中、本市の決算収支状況は、一般及び特別会計の決算総額といたしまして、歳入は 318 億 4,174 万円、歳出は 309 億 4,653 万円となっております。形式収支は 8 億 9,520 万円であります。

一般会計における実質収支額は 7 億 1,000 万円、特別会計においては 1 億 7,000 万円と、それぞれ黒字を計上しております。

また、単年度収支については、一般会計は赤字、特別会計は黒字であり、全会計を合計した決算総額の単年度収支については、1 億 6,000 万円の赤字となっております。

歳入については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較して 10 億 6,000 万円、率で 3.2%の減少であります。その中で自主財源の根幹である市税は、2 億 4,000 万円の増収となりました。

市税の増収理由としては、個人の市民税は税制改正により、また法人市民税は緩やかな景気回復によることが主な理由であります。

次に、市債の状況については、18 年度末現在高は 258 億 7,000 万円で、前年度と比較して金額で 5 億 6,000 万円、率では 2.1%の減少となっております。

なお、一般会計では収入未済額が 2 億 7,000 万円、不納欠損額は 2,900 万円。特別会計では収入未済額は 6 億 8,000 万円、不納欠損額は 5,000 万円となっております。収入未済額については、その要因を分析した上で収入未済額が解消するよう検討を重ね、自主財源の安定確保に一層の努力をしていただきたいと要望するものであります。

歳出については、一般会計及び特別会計を合わせて前年度と比較して金額で 8 億 8,000 万円、率では 2.8%の減少であります。

以上のような決算内容にあつて、今後とも依然財政状況は厳しいものになると予想される中、財源の確保と財源の計画的、重点的な配分や、経済動向に応じた弾力的運営にも意を配した効率的な財政運営に努められ、市政の発展に一層の努力をされることを要望して、審査意見といたします。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で認定議案の説明を終わります。

日程9、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 43 号から議案第 48 号までの6議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 43 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.34 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 43 号 字の区域の変更について。

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 10 月 10 日から、本市の字の区域を別紙のとおり変更するものです。

この案を提出するのは、東郷町との境界変更に伴い字の区域を変更する必要があるからです。

変更の理由を説明いたします。

この関連する議案は、去年の 12 月議会で東郷町の区画整理事業の施行に伴い、市北部の若王子地区の一部で行政界の変更の議決を得ました。その後、東郷町との境界変更の申請を県知事へ、県知事から総務大臣へ届け出をし、今年 4 月 1 日からその効力が発せられました。

議案を 1 枚はねて、別紙をごらんいただきたいと思います。

しかし、行政界変更に伴い、東郷町から豊明市へ編入された土地の表示は、別紙のとおり、従来の東郷町の字名、番地のままであることから、編入した兵庫四丁目 20 番 1 を始めとする 11 の区域を、隣接する沓掛町若王子に変更し、これを豊明市に整合した町、字に変更するものです。

本日、配付しました資料 No.3 をごらんください。

字を変更する区域は、資料 No.3 の網掛けで表示した部分が対象区域となります。

以上で説明を終わります。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案第 44 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.36 ○総務部長(山本末富君)

議案第 44 号 政治倫理の確立のための豊明市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について。

政治倫理の確立のための豊明市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

内容の説明を行いますので、次のページをごらんになってください。

第2条第1項第4号の改正は、郵政民営化法の施行に伴い、郵便貯金法の規定に基づき郵便貯金が廃止されるため、市長の資産等報告書の記載項目から郵便貯金についての規定を削るものでございます。

次の第2条第1項第5号以下の改正は、証券取引法の一部改正に伴い、当該法律名が「金融商品取引法」に改正されること及び資産等報告書の記載項目から金銭信託の規定を削るものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、郵便貯金の削除は平成19年10月1日、金銭信託の削除は平成19年9月30日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行期日前に有しておりました郵便貯金は、預金とみなすものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第45号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.38 ○総務部長(山本末富君)

議案第45号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について。

豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

内容の説明を行いますので、次のページをごらんになってください。

第16条は保有個人情報の開示義務を規定している条文でございますが、この中に「日本郵政公社の役員及び職員」という字句がございますが、郵政民営化に伴い日本郵政公社がなくなりますので、これを削るものでございます。

附則といたしまして、平成19年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第46号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.40 ○総務部長(山本末富君)

議案第46号 豊明市土地開発公社定款の一部改正について。

豊明市土地開発公社定款の一部を改正する定款を別添のように定めるものとするものでございます。

この案を提出するのは、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

内容をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

定款の第26条は余裕金の運用について規定をしている条文でございますが、この中の第2号中「郵便貯金」という字句がございますが、これを削除するものでございます。

附則といたしまして、施行日でございますが、定款の変更は県知事の許可が必要でございますので、知事の認可のあった日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第47号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.42 ○総務部長(山本末富君)

議案第47号 平成19年度豊明市一般会計補正予算書(第2号)についてご説明申し上げます。

1ページをごらんになってください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,337万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ173億4,994万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明いたしますので、10、11ページをお願いいたします。

第2款 総務費、11目の市民活動推進事業費、多言語版マップ作成委託料100万円でございますが、これは自治体国際化協会から助成金が100万円いただけることになりましたので、中国語版と英語版の市内マップを各それぞれ1,000部作成するものでございます。

続きまして、第3款 民生費、3目の心身障害者福祉費の中、障害者共同生活介護・共同生活援助給付費の97万2,000円。これは県が2分の1助成することになりましたので、市もあわせて助成するものでございます。

続いて、その下でございますが、障害者就労支援奨励金給付費284万2,000円も、県が2分の1助成することになりましたので、市もあわせて助成するもので、19年7月1日の利用から適用し、21年度までの期間限定でございます。

次は、ページが飛びますが、14、15ページをお願いいたします。

第8款 土木費の3目 街路事業費でございます。桜ヶ丘沓掛線用地購入費1億2万4,000円でございます。土地開発公社からの買い戻し分で14年度から17年度分ござい

ます。

一つ飛びまして、二村山緑地購入費の 6,500 万円も、同じく土地開発公社からの買い戻しで、こちらは 14 年度分でございます。

続きまして、第 9 款 消防費、1 目の常備消防費、こちらの方の一番上ですが、図書及び器具購入費 246 万円の増は、災害用のエアテントを購入するものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。16、17 ページ。

第 10 款 教育費の 3 目 教育振興費、命を大切にすることを育む教育推進事業委託料 40 万円は唐竹小学校に、地域とはぐくむモラル向上事業委託料 12 万円は双峰小学校に、子ども食育発信校委託料 9 万円は大宮小学校に、それぞれ県から委託を受けて実施するものでございます。

その下の 2 目 教育振興費の図書及び器具購入費と、次の中学校費の図書及び器具購入費の 30 万円は、一般寄附 100 万円を受けましたので、各学校に 10 万円ずつ図書の購入をするものでございます。

以上で歳出を終わり、歳入のご説明をいたしますので、7 ページの方をごらんになってください。

歳入の第 14 款 県支出金の中の 2 目 民生費の県補助金、障害者共同生活介護・共同生活援助事業の 48 万 6,000 円、こちらの方と、障害者就労支援奨励金支給事業費補助金の 142 万円は、先ほど歳出のところでご説明しましたように、県の負担分で補助率は 2 分の 1 でございます。

続きまして、第 14 款 県支出金、6 目の教育費委託金、命を大切にすることを育む教育推進事業委託金 40 万円、地域とはぐくむモラル向上事業委託金 12 万円、子ども食育発信校委託金 9 万円、それぞれの事業費分を委託金として県より全額交付されるものでございます。

その下、第 16 款 寄附金、一般寄附金の 100 万円は、歳出のところでお話ししましたように、教育に対する寄附の 100 万円でございます。

続きまして、8、9 ページをお願いいたします。

第 18 款 繰越金、前年度繰越金 1 億 3,015 万 7,000 円の増は、繰越金の一部を今回の補正の財源といたすものでございます。

続きまして、第 19 款の諸収入の雑入、自治体国際化協会助成金の 100 万円。こちらの方は多文化共生社会の構築及び国際化施策をより充実するための助成金でございます。

最後に、市債の第 20 款 二村山緑地整備事業の 4,870 万円ですが、こちらの方は土地開発公社で購入した分の買い戻し分の財源とするものでございます。

前に戻っていただきまして、5 ページをお願いいたします。

地方債補正の追加でございますが二村山緑地整備事業、前にも説明をしましたように、こちらの方を追加するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 48 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
濱嶋健康福祉部次長。

No.44 ○健康福祉部次長(濱嶋義和君)

議案第 48 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,600 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 6,110 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

第7款 諸支出金、2目 償還金の 4,600 万 4,000 円の増につきましては、介護保険給付費負担金の国庫及び県費の負担金返還分でございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4、5ページへお戻りください。

財源につきましては、前年度の繰越金として 4,600 万 4,000 円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

以上で日程9を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、請願第1号及び請願第2号が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号及び請願第2号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして請願文書表を朗読させます。

川村議会事務局長。

No.47 ○議会事務局長(川村敏治君)

平成 19 年豊明市議会第3回定例会請願文書表

平成 19 年 9 月 3 日

受 理 番 号
1

受理年月日 平成 19 年 8 月 27 日

件 名 子どもの医療費の中学校卒業までの無料化を求める請願

請 願 者 日本共産党豊明市委員会

豊明市新栄町7-462 藤沢和興

請 願 項 目 義務教育終了(中学校卒業)まで、子どもの医療費を無料にしてください。

署 名 者 数 1,416 名

紹 介 議 員 前山美恵子議員

同じく請願文書表。

平成 19 年 9 月 3 日

受 理 番 号
2

受理年月日 平成 19 年 8 月 27 日

件 名 国民健康保険税・介護保険料の負担軽減を求める請願

請 願 者 日本共産党豊明市委員会

豊明市新栄町7-462 藤沢和興

請 願 項 目 1. 国民健康保険税と介護保険料を引き下げてください。
2. 国民健康保険税と介護保険料の減免制度を拡充してください。

署 名 者 数 896 名

紹 介 議 員 前山美恵子議員

以上です。

請願第1号及び請願第2号の趣旨を、紹介議員の前山美恵子議員より登壇にて説明願います。

No.49 ○13番(前山美恵子議員)

では、議長のお許しをいただきましたので、壇上より趣旨説明をさせていただきます。

請願第1号 子どもの医療費の中学校卒業までの無料化を求める請願について、紹介議員として趣旨説明をいたします。

この間、我が党は子どもの医療費無料化の拡充には、市民の方と運動をして、小学校入学前まで実現をさせてまいりました。しかし今現在、子どもの医療費無料化は全国各地で中学校卒業まで実施する自治体が増えてきました。愛知県でも隣の大府市や弥富市、そして飛島村、豊根村などが既に実施をしており、安城市や田原市、また豊田市などが来年度から実施予定であります。

豊明市でも来年度から通院については小学校3年生、入院は中学校卒業まで保障するとの答弁をいただいています。しかしながら、市民の方からさらに拡充して、中学校まで無料制度を実施していただきたいと署名が添えられ、請願として出されました。子育て中の家族にとって切実な要求ではないでしょうか。

さて、我が党は子育てにかかわる政策の基本の一つに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを掲げてきました。児童手当の対象年齢の引き上げや、保育料、教育費など父母負担の軽減、私学助成の増額や子どもの医療費無料制度を、国の制度として確立させることなどであります。

昨年の厚生労働省の調査でも、子育て費用に負担を感じており、その中でも保育園や幼稚園にかかる費用や医療費に最も負担を感じたとのことでした。2年前の内閣府の子育て中の女性からの調査でも、70%が少子化対策として重要なものは経済的支援措置を挙げていますので、我が党の子育て政策は理にかなった政策だと考えます。

今、経済的保障の充実が重要と考えるのは、大人に向かう成長過程にある子どもが、親の経済事情によって成長する権利が奪われるようなことがあってはならない。どの子どもみんな成長できるよう親を援助するのは、国や行政の責任と考えるからであります。

格差社会と言われている現在、生活の悪化がどんどん進んでいる中、生まれたときから格差の中にいる子どもたちの姿を考え、どんな環境にあらうとも義務教育を終えるまで、せめて医療費の心配がなく、豊かに育ててほしいという思いを込め、本市での中学校卒業までの医療費無料化が実現できるよう、議員各位の賛同をお願いし、この請願の趣旨説明といたします。

次に、請願第2号 国民健康保険税・介護保険料の負担軽減を求める請願について趣旨説明をいたします。

今、住民の間で国民健康保険税や介護保険料が高過ぎて、とても払いきれないとの悲鳴が上がっています。国保税も介護保険も滞納が続きますと、制裁が科せられてきます。

これらの制裁が住民の医療や介護を受ける権利を奪い、時には命にかかわる深刻な事態を生み出しており、本市にこのような事態を発生させてはならないと考えるものであります。

国保について述べますと、所得に対して12%から約14%もの国保税、例えば133万円の所得については19万円ほどの国保税が強いられるなど、住民の負担能力をはるかに超える額となり、低所得者の貧困をますますひどくさせ、滞納者を激増させてきました。

また、加入者の大半が年金生活者であり、所得150万円以下が半数を占めている国保制度は、国や行政の手厚い援助があってこそ成り立つ医療保険です。国保税の引き下げと減免制度の拡充が求められます。

また、介護保険については、一昨年に介護保険法が改悪され、介護の社会化という理念が遠のき、介護保険料の負担増が襲っております。その結果、社会から見えない形で困難を抱えて暮らす介護難民が増加していると言われております。介護を苦にして悲惨な事件や孤独死も生まれています。

このような状況から、すべての高齢者に人権を尊重するように制度を改善していかなければなりません。その大もとにある県下で2番目に高いと言われる介護保険料の引き下げや、低所得者に対する減免制度の拡充が求められます。

今年度は定率減税が廃止され、住民税が大幅に引き上がりました。来年度から高齢者医療制度が実施され、高齢者の生活を脅かしかねません。今こそ、すべての住民の福祉増進を図る地方自治法の本旨にのっとり、住民が安心して暮らせるように、これらの制度を真の福祉制度として改善されることを願うものであります。議員各位におかれましては、この請願の趣旨に賛同をお願いし、私からの趣旨説明といたします。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

豊明市議会会議規則第134条第1項の規定により、請願第1号及び請願第2号を厚生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月4日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時21分散会

